

# 令和5年度分 特定建築物維持管理状況報告書

## 1. 届出状況

施設名称			
施設所在地			
届出者(維持管理権原者)			
管理技術者(所属・氏名)	TEL:	MAIL:	
管理技術者の 特定建築物兼任有無	有・無 ※有の場合：施設名称 ( ) 施設所在地 ( )		
担当窓口者(所属・氏名)	TEL:	MAIL:	

上記の届出事項に変更があった場合は、変更後1ヶ月以内に保健所へ届出を出して下さい(担当窓口者変更の場合は、電話による連絡のみで可)。

## 2. 令和5年度特定建築物維持管理状況

### (1) 空気環境

#### ① 設備の種類

空気調和設備 ・ 機械換気設備 ・ その他 ( )

#### ② 管理方式

中央管理 ・ 個別管理

#### ③ 空気環境測定

※2ヶ月に1回以上の測定が必要

	測定日	/	/	/	/	/	/
測定結果	浮遊粉じん	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適
	一酸化炭素	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適
	二酸化炭素	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適
	温度(注1)	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適
	相対湿度(注1)	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適
	気流	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適	適・不適
不適概要 (違反内容とその理由)	浮遊粉じん						
	一酸化炭素						
	二酸化炭素						
	温度(注1)						
	相対湿度(注1)						
	気流						

注1 ①で空気調和設備を設置している場合のみ回答

#### ④ ホルムアルデヒドの測定

※新築・大規模修繕・大規模模様替を行った後、最初に迎える6月～9月までの期間中に1回測定が必要

要 ・ 不要 ※要の場合：実施年月日 ( )  
測定結果 ( 適 ・ 不適 )

#### ⑤ その他

※1年に1回以上の清掃と、使用期間中1ヶ月に1回以上の点検が必要(点検の際、必要であれば清掃及び換水等も行うこと)

冷却塔	有・無	供給水	水道水 ・ その他 ( )			
		使用期間				
		点検日			清掃日	
加湿装置	有・無	供給水	水道水 ・ その他 ( )			
		使用期間				
		点検日			清掃日	
空調設備内の排水受け	有・無	使用期間				
		点検日				

**(2)飲料水の管理**

①給水方法

受水槽方式・直結直圧方式・直結増圧方式 ※直結方式の場合は②③は回答不要
※受水槽方式の場合：清掃日（ ）
※受水槽の区分：小規模貯水水道（受水槽の有効容量が10m <sup>3</sup> 以下） ・ 簡易専用水道（受水槽の有効容量が10m <sup>3</sup> を超える）
※受水槽が簡易専用水道の場合：法定点検日（ ）

②遊離残留塩素の測定

測定頻度：7日以内ごとに1回  
測定結果：0.1ppm以上

適・不適
適・不適

③飲料水水質検査

※消毒副生成物は年1回(6~9月)、その他の項目は原則として半年に1回以上測定が必要 ※省略可能項目:上半期(4~9月)の検査結果が適であれば、下半期(10~3月)は省略可能				
検査日	/	/	/	不適概要(違反内容とその理由)
省略不可項目 11項目	適・不適	適・不適	適・不適	
省略可能項目 5項目	適・不適	適・不適	適・不適	
消毒副生成物 12項目	適・不適	適・不適	適・不適	

④中央式給湯設備

有・無 ※無の場合は⑤⑥⑦は回答不要
--------------------

⑤中央式給湯設備

清掃日（ ）

⑥中央式給湯設備

末端給水栓の水温	55℃以上で保持・55℃未満で保持
----------	-------------------

(55℃未満で保持されている場合のみ回答)

遊離残留塩素の測定 測定頻度:7日以内ごとに1回  
測定結果:0.1ppm以上

適・不適
適・不適

⑦中央式給湯設備

飲料水水質検査

※消毒副生成物は年1回(6~9月)、その他の項目は原則として半年に1回以上測定が必要 ※省略可能項目:上半期(4~9月)の検査結果が適であれば、下半期(10~3月)は省略可能				
検査日	/	/	/	不適概要(違反内容とその理由)
省略不可項目 11項目	適・不適	適・不適	適・不適	
省略可能項目 5項目	適・不適	適・不適	適・不適	
消毒副生成物 12項目	適・不適	適・不適	適・不適	

**(3)雑用水の管理**

①雑用水の使用

有・無 ※無の場合は②~⑤は回答不要
--------------------

②使用水の種類

地下水・雨水・再利用水・その他（ ）
--------------------

③雑用水槽の点検の実施

実施日	
-----	--

④雑用水の遊離残留塩素の測定

測定頻度：7日以内ごとに1回  
測定結果：0.1ppm以上

適・不適
適・不適

⑤雑用水水質検査

※pH値・臭気・外観は週1回、大腸菌群・濁度は2カ月に1回以上測定が必要			
項目	検査頻度	結果	不適概要(違反内容とその理由)
pH値・臭気・外観	適・不適	適・不適	
大腸菌群・濁度	適・不適	適・不適	

**(4)排水の管理**

排水管、トラップ、排水槽等 排水設備の設置

※半年に1回以上の清掃が必要

有・無 ※有の場合：清掃日（ ）
------------------

**(5) 清掃等及びねずみ等の防除**

①大掃除の実施		※半年に1回以上、日常的な清掃とは別に建物の統一的大掃除が必要
	実施日	
②ねずみ等の調査		※半年に1回以上、ねずみ等の生息について統一的に調査を実施し、都度必要な措置を講ずることが必要
	実施日	
	実施内容	
	調査結果	

**(6) 帳簿書類の備付**

備付有りは「○」、無しは「×」、不要は「—」と回答

確認書: 管理技術者が同時に2以上の特定建築物の管理技術者を兼任する場合、備えておくことが必要

	設備図面等	空気環境管理	飲料水管理	雑用水管理	排水管理	清掃管理	ねずみ等防除	確認書
備付								

**3. その他特記事項 (あればご記入ください)**

--